

コーポレート・ガバナンスと内部監査

北 川 道 男

はじめに

企業の不祥事が後を絶たないことから、幅広い外部ステークホルダーからコーポレート・ガバナンスに関する不信感が高まってきている。日本公認会計士協会は、平成二四年月、監査・保証実務委員会報告第二五号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」を公表し、対応しようとしている。しかし、当該報告書は、不適切な会計処理の発覚によるものに限定され、また、内部統制関係についても、不適切な会計処理が、適切に決定された内部統制の評価範囲の中から生じたか、外から生じたかにより判断されることになり、有価証券報告書における財務諸表に対する訂正報告書が提出されたことをもって、直ちに連動して財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がないと記載した内部統制報告書について訂正報告書を提出しなければならぬということにはならないとされ

る。内部統制報告書監査は、あくまでも財務情報に関わる情報のみで、コーポレート・ガバナンスの上では自ずから限界がある。そこには財務諸表を中心とする財務情報だけでは企業経営の実態が十分に説明できないとの指摘があり、コーポレート・ガバナンスに関する情報のごとき非財務情報の開示の必要性が高まってきている。現在、我が国では、「企業内容の開示に関する内閣府令」におけるコーポレート・ガバナンスの状況において一部の非財務情報が、有価証券報告書で開示されているが、企業経営を透明にしその実態を説明するには至っていない。

内部監査機能に関する情報は、経営組織全般にわたって、かつ直接接近している貴重なガバナンス情報である。内部ステークホルダーは、この詳細な内部監査情報を利用しているが、外部ステークホルダーに利用できるのは、経営者、監査委員会（監査役）および外部監査人を通して開示されるものが中心であり、直接接近することはできない。このような情報の非対称性は、情報リスクを招き、また、サーバンス・オクスレー法（以下SO法）時代のコーポレート・ガバナンスに要求される企業経営の透明性、アカウンタビリティに整合するものではない。かかる意味から、外部ステークホルダーにも、内部監査報告書の開示の必要性が求められる。内部監査報告書は、企業の内部監査人が内部監査基準を遵守して実施した内部監査の結果を経営者もしくは監査委員会（監査役）に報告する狭義の内部監査報告書と当該内部監査報告書をはじめ内部監査の状況、内部監査環境等を含めた広義の内部監査に関する報告書の二種が考えられるが、ここでは後者の広義の内部監査報告書を指す。

I 内部監査の新潮流

初期の内部監査機能は、財務事項の証明および内部統制の評価に焦点が向けられていた。しかし過去一〇年の内部

監査機能の役割は、業績を改善し経営価値を高めるために、業務監査や戦略的経営問題に焦点を当てようになってきた。内部監査人協会（IIA）の『内部監査の専門職業的実施の国際基準』では、内部監査を「組織の運営に関する価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして、客観的な保証およびコンサルティング活動である。内部監査は組織体の目標の達成に役立つことにある。このために、リスク・マネージメント、コントロールおよび組織体のガバナンス・プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査としての体系的手法と規律遵守の態度を持つて行う」と定義する。従来、内部監査は、組織体もしくは経営者に奉仕し組織内で機能してきたが、Moxey が指摘するように海外不正支払防止法（一九七七）に端を発し世界中の内部監査の焦点が、経営者の「片腕」から「経営者の誠実性の保証」という独立的評定活動に移動してきた。ここでは内部監査人が内部監査報告書で経営者の誠実性を保証するために特に内部監査の独立性が強調される^②。エンロンの経済不祥事に後押しされて成立したSO法の下で導入された新規則を考慮すると内部監査機能の役割がさらに大きく変化しようとしている。SO法は、外部監査人による被監査会社に対する内部監査のアウトソーシングおよびコンサルティング業務を禁止した。その一方で、公共社会会計監査審議会（PCAOB）は、外部監査人は、内部統制監査においてかなり弾力的に内部監査業務を利用することを推奨しており、そのためには高品位の内部監査を実施することを勧告している^③。また、ニューヨーク証券取引所（NYSE）は、上場会社に内部監査を維持し、監査委員会が会社のリスク・マネージメントプロセスおよび会社の内部統制システムの継続的評価を提供する内部監査と相互に作用することを要求している^④。さらに、近年、多くの研究文献で内部監査機能は、財務報告の質、および経営成績を含むコーポレート・ガバナンスを改善することができるとの指摘に加え、コーポレート・ガバナンスの透明性を高めるために内部監査機能の重要性が強調されてきている。

II 内部監査の理論的位置づけ

エージェント理論を用いて、社会における外部監査の役割を検証した文献は多くある。⁵⁾ しかし内部監査機能にエージェント理論を適用する研究者は比較的少ない。⁶⁾ 本稿では、エージェント理論を基礎に内部監査機能の位置づけ、役割および責任を検討し、コーポレート・ガバナンスの透明性の改善を提案する。エージェント理論は、経済資源の所有者（プリンシパル）とそれらの資源を管理し運用する経営者（エージェント）との契約からなることを前提としている。エージェントは、プリンシパルよりも多くの情報を持っており、情報の非対称性は、プリンシパルが、利益に対してエージェントが適切に役割を果たしているかどうかを効果的にモニターする能力に悪影響を及ぼすという前提を基礎にしている。プリンシパルとエージェントは、合理的に活動し彼らの富を最大にするために契約プロセスを活用するが、エージェントは、高額な臨時消費のように身勝手なモチベーションを持つことから、プリンシパルの利益に反するような活動を行う可能性がある。意思決定が経営者によってなされる時点で、プリンシパル・エージェントが、すべての利用可能な情報に接近できないときに生じる。契約関係の効率的な状態を保証するために、プリンシパルとエージェントは両方が契約費用を負う。例えば、エージェントの責任回避リスクを最小にするために外部監査のような支出のモニタリングコストを負い、一方で、エージェントが被雇用者として責任を持った方法で行動しているというシグナルをプリンシパルに送るため内部監査費用のようなボンディングコストを負う。かかる活動は、経営者の地位および報酬レベルを防御、確保することに役立つ。Wattsは、ボンディングコストの例として、監査委員会、非執行取締役、内部監査への支出を含んでいることを示唆している。⁷⁾ 企業の契約プロセスにおけるボン

ディング機能としての内部監査の役割は、他の研究者においても認識されている。例えば、Shere と Kent は、上級経営者が外部の利害関係者、特に株主によるアカウンタビリティの要請を満たすために生じるボンディングコストであると認識している。⁽⁸⁾ 内部監査費用は、プリンシパル（所有者）によつて、彼らの経済資源を守るために負担されるモニタリングコストであると考えられる。彼らは、内部監査は、外部監査の延長上にあるとする。内部監査の基盤は、財務報告や外部監査のような他の調停メカニズムと共通して、内部監査は所有者と経営者間の費用効率的な契約の維持に役立つものである。

Ⅲ 内部監査情報の外部報告の必要性

内部監査情報をはじめとするガバナンス関連情報は、所有者が、経営者の経営業績をモニターすることが出来るとともに私利私欲の経営者を監視するために用いることができることが多くの実証研究で肯定されている。文献では、全般的にガバナンス関連情報は、市場と外部ステークホルダーの判断および意思決定に有利な影響を持つことが示されている。例えば、コーポレート・ガバナンスの透明性とアナリストの予測の正確性には積極的関連性があることが示され⁽⁹⁾、また、Healy と Palepu (1999) は、任意開示資料を検証し、会社は、情報リスクを低減するために開示するというインセンティブ（例えば、資本コストの低減、負債コストの低減、市場流動性の改善）を持っていることが示されている。⁽¹⁰⁾ 保証の側面から、Kinney (2002) は、財務報告の信頼性付与のため、また、外部者の情報信頼性の認識を改善するため潜在性を持つことが認識されている。⁽¹¹⁾ Baily その他 (2003) は、内部および外部ステークホルダー間の情報の非対称性の管理をするために内部監査機能の潜在性を検討しており、⁽¹²⁾ Holt と DeZoort

(二〇〇八)は、投資家の会社の効率性の監視および財務報告の信頼性に内部監査機能が大きく影響するという実証結果を示している。⁽¹³⁾ Lapidesその他(二〇〇八)は、会社に、外部ステークホルダーに対する内部監査機能(例えば構成、責任、活動)を記載する内部監査報告書を提供するように求めている。⁽¹⁴⁾

内部監査機能は、組織全体にわたって、かつ直接接近することが出来る貴重なガバナンスの資源である。内部ステークホルダーは、詳細な内部監査情報に接近することが出来るが外部ステークホルダー(たとえば、投資家、株主、債権者、アナリスト、得意先、仕入れ先)に利用可能なガバナンス情報は、現在経営者、監査委員会、外部監査人を通して開示されるものが中心であり、財務報告、法令、規則の遵守および諸業務に関連する保証のために設置された内部監査機能の構成、諸活動に関連する直接的詳細な情報に接近することは出来ない。この情報非対称性は、ステークホルダーには潜在的な意味を持っている(Holt and DeZoort 2008)⁽¹⁵⁾。またSO法時代のガバナンスの要請である透明性、アカウントビリティに整合するものではない。かかる意味からも内部監査情報の開示が求められる。ここで言うガバナンスの透明性とは、Bushmanその他(二〇〇四)は「ガバナンス関連情報の利用可能性とその程度」⁽¹⁶⁾であると定義する。同氏等は、会社透明性の構成要素を、ガバナンスの透明性と財務透明性に区分している。従来、財務報告は、会社の透明性を高めるためにガバナンスの透明性と財務透明性両方を目的にしてきたといえる。⁽¹⁷⁾ 現在、世界各国で導⁽¹⁸⁾入が進められている国際財務報告基準は、明らかにガバナンスの透明性よりも財務透明性に焦点を置いている。コーポレート・ガバナンスの透明性は、ステークホルダーの信頼性を構築することを支援するものであるし、またその欠如は、ステークホルダーにとって情報リスクの原因となる。かかる理由からガバナンス情報を強化することが必要となる。

IV 内部監査報告書開示の便益と費用

内部監査情報が外部ステークホルダーに理論的に必要とされ、実証研究においてもコーポレート・ガバナンスの透明性を高め、財務報告の信頼性を高めるため効果のあることが検証されている。さらに、実務界で企業を取り巻く関係者集団は、内部監査報告書において内部監査情報が外部ステークホルダーに開示されることをどの様に受け止めるか検討する必要がある。D.S.Archambeault¹⁹は、コーポレート・ガバナンスの透明性を高めるために記述式で内部監査報告書を開示することにより、その開示によりどの様な潜在的便益(利点)および潜在的費用(欠点)が存在するのかを研究文献のレビューとアナリスト、監査委員会のメンバー、内部監査人、投資家および政策担当者とのインタビューを通して評価している。(詳細なページは示していないが、以下のインタビュー結果は全てD.S.Archambeaultその他(二〇〇八)が米国で実施したものを利用している)調査対象は、製造、サービスおよび財務組織を担当する四人の監査委員会(うち二人は、監査委員会委員長)、時代にマッチした投資企業の三人の財務アナリスト、内部監査人には、人の内部監査部長(CAE)、六人の政策担当者には、米国公認会計士協会(AICPA)、内部監査人協(IIA)、証券取引委員会(SEC)から各一人が含まれる。全ての対象者はガバナンス・監査関連の業務に一年以上従事した者でインタビューは平均二〇分とされる。

1 内部監査報告書開示の潜在的便益。研究文献のレビューとインタビューの結果は、ステークホルダーの内部監査機能および全般的ガバナンスの理解を増進させる強力な潜在力持っていることを明確にしているとされている。内部監査の構成、責任および活動は会社により多様なものであるが、SECの公表物では、会社のガバナンス構造における

る内部監査機能の重要性を繰り返し強調している。SO法四〇四条では、財務諸表に係る内部統制が適切に計画され有効に機能していることを保証する重要な役割を強調している。また、Beasleyその他⁽²⁰⁾は、不正を行う会社の研究において、不正を行う会社は不正のない会社よりも内部監査部門の設置が少ないことを指摘している。Deloitte (二〇〇六)⁽²¹⁾は、内部監査機能の貢献が少ない会社は、財務諸表に係る内部統制における重大な欠陥の開示がなされる傾向があることを指摘している。HoltとDeZoort (二〇〇八)⁽²²⁾は、投資家が会社の効率性および財務諸表の信頼性を監視するために内部監査報告書の開示が効果を持つか否かを検証した。その結果、内部監査報告書の開示は投資家の信頼性を高め株式の魅力を大幅に増大させている。インタビュー参加者の意見においても第一の便益として、一貫して内部監査報告書の開示は、コーポレート・ガバナンスの透明性および内部監査機能の理解の改善のために潜在性を持っていることが強調されたとしている。

第二の便益として、内部監査人および経営者に対するインセンティブがあげられる。企業が、企業外部へ内部監査報告書を開示することにより、内部監査人のアカウントビリティーへの誠実な業務のインセンティブを増大させる潜在性を持つ証拠を発見したとされる。DeZoortその他 (二〇〇六)の研究によれば、アカウントビリティーの圧力は、個人を意思決定のためにより多くの時間を費やし努力するために動機づけることを示している。(DeZoortその他の使用するAccountabilityは内部監査人の報告責任を意味している)内部監査報告書の開示により、外部ステークホルダーの内部監査機能に関する理解が高まるまでに、アカウントビリティーおよび効率的業務(規定に合致する活動、内部監査ベストプラクティスの導入圧力等)等が増大すべきである。さらに増大するアカウントビリティーのために組織内における監査の利用が議論される時、さらに行動力を持った内部監査集団を作り出す潜在性を持っている。インタビューの

結果、内部監査機能の質的標準化と経営者に対する資源配分のインセンティブの付与があることを示唆している。

2 内部監査報告書の潜在的費用。内部監査報告書が外部に開示されることにより、多くに費用が生じる。潜在的費用の第一は、内部監査人が多くの側面で法にさらされることである。内部統制や財務報告に関連する内部監査活動や責任が強調されればされるほど、財務報告に不正が発覚した場合や報告の修正が生じた場合には、内部監査人の責任に関心が集中する。Dunn (二〇〇六) は、経営者および監査委員会に提出する結論もしくは意見のような内部報告においてすら内部監査人の責任が増大してきていることが指摘されている。インタビューでは、内部監査報告書に内部監査人が強力に関与することにより、内部監査人は法的問題が増大すると認識している。

第二の潜在的費用として、情報量が考えられる。すでに会社は、複雑なディスクロージャーを行っており、その中で行われる追加的ガバナンス報告の情報の項目に関連するものである。Case (二〇〇六)⁽²³⁾ は、あまり多くの情報が提供されると利用者が詳細な項目に密接な注意を払わなくなるとの理由から、情報過多は良好な意思決定をもたらさないと否定的見解述べる者もいる。

3 さらに第三の潜在的費用として、追加報告費用がある。追加的な情報の開示に当たっては、情報作成の費用および普及のための直接的な費用のみならず、競争者への所有情報等の暴露のような間接的な費用についても懸念される。また、内部監査人の補充や報酬を増大させるといった経営者の対するリスクも想定されることから、コーポレート・ガバナンスの透明性を増大させることが会社の利益に影響を及ぼすことも考えられる。インタビュー結果は、内部監査の側面から、追加費用は主要な問題ではないとするものが多数である。

D.S.Archambeault その他 (二〇〇八) が実施したインタビューを全体的に見ると、対象者一八人のうち一六人(八九

パーセント）が、内部監査報告書は外部ステークホルダーに有用な情報を提供すると指摘している。有用でないとする内部監査人は、「会社に設置されている内部監査は、急速に変化してきている」ことから一般的報告には向かないとする。アナリストの人は、「自由市場システムにおいて、有用であるならば、会社がすでに任意でそれらの報告書を開示しているであろう」と指摘している。我が国においても同様の反応が予測されるが、有価証券報告書に内部監査報告書を添付する追加開示費用が、コーポレート・ガバナンスの透明性を超えるという可能性を評価するさらなる将来の研究・調査が必要である。

V 内部監査報告書の開示

内部監査報告書は、外部ステークホルダーに有用な情報を提供することを目的にしている。外部ステークホルダーが、内部監査機能に理解を深める情報とはどの様なものかを検討することが必要となる。報告モデルの展開におけるこの挑戦は、多様化したおよび動的な主体と内部監査機能という環境下において、一般に有用な内部監査情報を識別し伝達することにある。外部報告目的で D.S.Archambeault その他（二〇〇八）が提案した内部監査報告書、監査役協会監査報告書のひな形、監査委員会に関する小委員会の監査委員会監査報告書のひな形、企業内容の開示に関する内閣府令、公表されているベスト・プラクティス等、将来の議論や制度としての基礎として役立つモデルがあるがここでは D.S.Archambeault その他（二〇〇八）が提案したモデルを検討する。

内部監査人協会（IIA）の内部監査の専門的実施の国際基準（二〇〇九）では、内部監査人の人的基準として目的、権限および責任、独立性と客観性、専門能力と正当な注意、品質評価を保持しなければならないとしている。米国証

券取引委員会（SEC）は、会社目論見書において監査委員会報告書を開示することを要求している。その中で他のガバナンス・メカニズム（経営者、監査委員会、外部監査人）に提供される資源の記載を要求している。これらを参考にD.S.Archambeaultその他（二〇〇八）は、外部ステークホルダーが、内部監査報告書においてコーポレート・ガバナンスを判断するために有用な情報の領域として内部監査の構成要素、内部監査の責任、内部監査のアカウンタビリティ、内部監査の活動および内部監査の資源が挙げられるとする。

1 内部監査の構成要素。

内部監査報告書を開示することは、組織内に内部監査機能が設置されていることを意味し、その上で内部監査の構成要素について追加情報を提供することが出来る。例えば外部ステークホルダーは、その内部監査機能が、社内で行われているか、アウトソーシングで行われているかもしくは共同で行われているかについて知ることが出来る。社内で行われている場合には、内部監査部門の規模、内部監査人の背景情報を知ることにより、内部監査機能の適切性評価をすることが出来る。

内部監査人の所持する資格など（例えば、公認会計士、公認管理会計士、公認内部監査人）の追加情報は内部監査人の適格性を評価するのに役立つものである。またアウトソーシングもしくは共同機能の場合は、サービス提供者の背景情報は提供者の適切性を評価する上で有用である。²⁴

2 責任。

内部監査報告書を展開する上で基礎となるのが組織内で展開される内部監査の責任の範囲である。内部監査人協会によれば、内部監査部長は、内部監査規定において内部監査の目的、権限および責任を明記し監査委員会（監査役会）

の承認を得なければならぬとしている。かかる情報は、外部ステークホルダーが全組織的ガバナンスの一部としての内部監査を評価するために有用なものである。例えば、内部監査報告書の責任区分には、内部監査人の活動について所定の範囲および性格についての項目が示される。特にこれらの責任には、独立性の保持、会社のリスク・マネージメント、およびガバナンスのプロセスの改善に貢献することにより組織に価値を付与するように計画された客観的保証機能に含まれる責任情報と、価値を付与するコンサルティング機能に関する内部監査人の責任情報が含まれる。⁽²⁵⁾

3 アカウンタビリティ

内部監査を評価する今一つの重要な側面は、組織内での内部監査のアカウンタビリティ関係である。かかる意味でのアカウンタビリティには、内部監査の報告関係および内部監査が職業品質基準に適合しているかどうかが含まれる。外部監査と本質的に異なるが、それでもやはり内部監査は、批判的職業目的のために独立性と客観性を追求する。この目的は、報告関係に影響を受けるものである。内部監査の専門職業的実施の国際基準では、内部監査長は、内部監査部門の目的、権限、責任および内部監査部門の計画に関連する業務遂行について、定期的に最高経営者および取締役会へ報告しなければならないとしている。Deloitte (二〇〇六)によれば、米国のほとんどの会社において内部監査部は、執行経営者か監査委員会に報告しているとされる。本稿の報告先としては、外部ステークホルダーを想定していることから、執行経営者か監査委員会を通して有価証券報告書の添付書類とすることが望まれる。

4 活動。

内部監査活動である会計監査、業務監査、遵守性監査、リスク評価活動、内部統制のモニター、コンサルティング等は、会社を横断的にさらには長期的に、継続的に様々な形で実施される。内部監査報告書の活動区分では、内部監

査業務の形態に関する情報が外部ステークホルダーに提供されることになる。例えばこの区分では、内部監査機能により実施される保証業務の割合とコンサルティング業務の割合、内部監査人と他のガバナンス集団協議の内容と頻度に関する情報が含まれる。また外部監査人や監査委員会（監査役）との協議、財務諸表監査や内部統制監査に反映される内部監査の程度も含まれる。⁽²⁶⁾

5 資源。

内部監査報告書の資源区分では現在すでに公表されている役員の報酬、取締役の報酬、および外部監査人の報酬、同様に財務的資源の情報を利用者に提供する。内部監査のアウトソーシングがなされている場合には、外部団体に支払った報酬が開示される。内部監査が社内ですべて実施されている場合、内部監査に配分される年度予算が開示される。この区分は、経営者がガバナンスにどれほど誠実かを示すものでもあり外部ステークホルダーが知りたいと思うであろう情報の一つである。これらを報告書にまとめれば以下の表のように示される。⁽²⁷⁾（図1）

VI おわりに代えて

国際会計基準のグローバルなコンバージェンスが推し進められ、我が国でもすでに一部の上場会社により国際会計基準の任意適用が始まり財務報告がなされている。この国際会計基準の設定主体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）は、二〇一〇年一二月に国際財務報告基準の実務意見書（International Financial Reporting Standards Practical Statement）として「経営者による説明（Management Commentary）」⁽²⁸⁾を公表した。この実務意見書は、これまで国際財務報告基準（以下IFRS）の範囲外と見なされてきた非財務項目の比較可能性を

図-1 記述式 I A Rモデル

X Y Z株式会社

内部監査報告書

構成区分

X Y Z会社は、(当年度) 設置された社内監査部門を維持している。監査部長(C A E)がおりその他の内部監査人を監督している。監査部長は、内部監査人協会(I I A)より公認内部監査人資格(C I A)の認定を受けている。

責任区分

内部監査部は、毎年会社の監査委員会により承認された文書による規定のもと活動している。規定は、会社の目論見書に付録として添付されており、また会社のウェブサイト www.xyzinc.com において開示されている。会社の業務に価値を付加し改善するために計画された保証およびコンサルティング活動に加えて、内部監査部は会社のガバナンス、業務および情報に関連した・業務の効率性、効果性・業務および業務活動の信頼性と誠実性・資産の保全・法律、規則、契約遵守のリスクエクスポージャーの評価にも責任を負うものである。

アカウントビリティ区分

内部監査規定は、内部監査部の独立性が会社の組織および報告構造により確立されていることが明らかにされている。当該構造は内部監査部長が、監査委員会に機能的に(例えば、活動の承認の受領および活動結果の報告)かつ管理的に(例えば、日々の業務を円滑にし、情報に接近できる)報告することが要求されている。

内部監査部は、内部監査活動と期間的内部評価、少なくとも1年に1度の外部品質評価、および継続的内部モニタリングの全ての側面をカバーする品質保証および改善プログラムを維持している。直近の内部評価、200X年公認独立評価人が行った評価の結果は、内部監査部は、内部監査人協会「専門的職業実施の国際基準」に提示される専門職業基準の現在適用可能な全ての規則を遵守しているとしている。

活動区分

200X年の内部監査部の活動は、約XX%が保証業務に関連し、XX%がコンサルティング活動に関連している。これらの活動範囲は、会社のリスクエクスポージャーの評価および監査委員会により事前に承認されたものである。200X年の期間中に内部監査部長は各四半期に会社のリスクエクスポージャーの評価および内部統制の内部監査評価を検討するために、正式に監査委員会、会社の独立監査人が会合している。また内部監査部長は、会社の監査済み財務諸表および内部統制報告書を監査委員会と独立監査人とともに検証し議論している。

資源区分

200X年の会計年度の内部監査機能維持の総費用は、xxx,xxx円であった。この金額には報酬と間接経費が含まれており」会社の営業費用の約xx%であった。

出所 Deborah S.Archambeault, F, Todd DeZoort, Travies P.Holt, The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*; Dec. 2008, p.385.

改善することを目的としている。当該情報は、IFRSに準拠して作成された財務諸表に付属する記述的な、拘束力のない任意情報ではあるが、企業の業績や状況、進捗に関する経営者の見解、財務情報を補完する情報、さらにはステークホルダーの有用性を考慮したりリスク情報や経営資源に関する情報等の非財務情報が含まれている。

また、米国トレッドウエー委員会支援組織委員会 (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission 以下COSSO) は、二〇一一年一月に「内部統制の統合的な枠組み」の改訂にむけた公開草案を公表し、二〇一二年三月までコメントを募集した。COSSOは、二〇〇三年に米国で制定されたSO法における内部統制監査を始めその他諸国の制度の中に取り込まれて世界の実質的基準として受容されてきている。今般の改訂は一九二二年に公表されて以来三〇年ぶりの見直しとなる。主要な改正点は、現行の内部統制の目的の一つとされている「財務報告の信頼性」が非財務報告である業務を含む「報告の信頼性」に改訂されていることや、内部統制の構成要素の基本項目に関する原則が提案されていることである⁽²⁹⁾。

国際基準におけるこれらの改訂は、企業を取り巻く外部環境が変化した市場経済では、ステークホルダーに対する企業の透明性を高めるためには財務情報だけでは十分であるとはいえず、非財務情報が必要であることを示している。およそ、上場会社の企業活動は、収益を上げ企業価値を高めることを主要な目的として行われる。会社がそうした成果を継続的に上げ続けるためには、企業活動を律する仕組みであるコーポレート・ガバナンスを通じ、経営をそのように動機付け、監視することが欠かせない。内部監査は、組織体の目標達成に役立つことにある。このためにリスク・マネージメント、コントロールおよび組織体のガバナンス・プロセスの有効性の評価を、内部監査としての体系的な手法と規律遵守の態度を持って行うものであり、非財務情報である内部監査報告書の外部開示は、ステークホル

ダーにとって企業の透明性を高める最も有用な情報である。

引用文献

- (1) The Institute of Internal Auditors (IIA) [2004], *International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing*.
- (2) 檜田信男監訳『内部監査の専門的実施の国際基準』日本内部監査協会。
- (3) D.Moxey [1979], Audit Committee; They Shoud Not Do, *Journal of Contemporary Business*, Vol.1, No.1, pp.43-56.
- (4) PCAOB, Auditing Standard No.5-*An Audit Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*.
- (5) SEC [2003], Security Exchange Act Release No.48745, www.sec.gov.
- (6) P.A.Mill [1990], Agency, auditing and the unregulated environment: some further historical evidence, *Accounting, Auditing & Accountability*, pp54-65, January.
W.A.Wallace [1980], *The Economic Role of the Audit in Fee and Regulated Markets*, New York: University of Rochester.
千代田邦夫、盛田良久、百合野正博、朴大栄、伊豫田隆俊訳『ウォーレンスの監査論』同文館。
- (7) R.Watts and J.Zimmerman [1983], Agency problems, auditing and the theory of firm, some evidence, *Journal of Law and Economics*, Volume 26, Issue3, pp613-633.
R.Watts and J.Zimmerman, *Positive Accounting Theory*. 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房。
Institute of Chartered Accountants in England and Wales [2005], *Audit Quality-Agency Theory and the Role of Audit*.
- (8) Michael H.Adams [1994], Agency Theory and the Internal Audit, *Managerial Auditing Journal*, Vol.9 No.8, pp.8-12.
Gerrit Sarens, Mohammad J.Abdolmohammadi [2007], Agency Theory as Predictor of the Size of the Internal Audit

Function in Belgian Companies, *European Accounting Association Annual Congress in Lisbon*, April.

- (7) Watts and J.Zimmerman, *Positive Accounting Theory*. 須田 一幸 論『英語理解への会計学』白桃書房。
 - (8) Michael Sheer and David Kent[1983], *Auditing and Accountability*, Paul Chapman Publishing, p.99.
 - (9) Bhat G., and T.Kang[2006], Dose Corporate Governance Transparency affect accuracy of analyst forecasts?, *Accounting and Finance*, 46(5) pp.715-732.
 - (10) P.M.Healy and K.G.Palepu[2001], Information asymmetry, corporate disclosure, and capital markets: A review empirical disclosure literature, *Journal of Accounting and Economics*, 31, pp.405-440.
 - (11) W.Kimney[2000], *Information Quority Assurance and Internal Control*, Irwin McGraw-hill.
 - (12) A.D.Baily, A.A.Ggamling, S.Ramamoorti[2003], *Research Opportunity in Internal Auditing, The IIA Research Foundation*., 松井隆幸 訳『現代内部監査の論点』日本内部監査協会。
 - (13) Travise P.Holt and Todd DeZoot[2009], Effects of Internal Audit Report Disclosure on Investor Confidence and Investment Decisions, *International Journal Auditing*, 13, pp61-77.
 - (14) P.D.Lapides, M.S.Beasley, F.T.DeZoot, D.R.Hermanson, and T.L.Neel[2007], 21st-Century Governance and Audit Committee Principles, Kennesaw State University, Corporate Governance Center.
 - (15) Travise P.Holt and Todd DeZoot[2009], Effects of Internal Audit Report Disclosure on Investor Confidence and Investment Decisions, *International Journal Auditing*, p.72.
 - (16) R.M.Bushman, J.D.Piotroski, A.J.Smith[2004], What determines corporate transparency?, *Journal of Accounting Research* 42, pp.69-84.
 - (17) T.A.Lee[2006], *Financial Reporting & Corporate Governance*, John Wiley & Sons Ltd..
 - (18) Vincent O'Connell[2007], Reflection on Stewardship Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.21, 2.
- Andrew Lennard, Accounting Standards Board, Stewardship and the Objectives of Financial Statement: a comment on

- IASB's Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting; The Object of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information, ASB 卡一ツク一ツク一ツク。
- (61) Deborah S. Arechambeault, F. Todd DeZoort, and Travis P. Holt [2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, pp.375-388.
 - (62) M. Beasley, J. Carcello, D. Hermanson, P. D. Lapides [2000], Fraudulent financial reporting: Consideration of industry traits and corporate governance mechanisms, *Accounting Horizons*, December, pp.415-454.
 - (63) Deloit [2006], Optimizing the Role of Internal Audit in the Sarbans-Oxley Rra., Deloit Development LLC.
 - (64) Travis P. Holt and Todd DeZoort [2009], Effects of Internal Audit Report Disclosure on Investor Confidence and Investment Decisions, *International Journal Auditing*, p.72.
 - (65) D.O. Case [2006], *Looking for Information, A Survey of Information Seeking, Needs, and Behavior*, Elsevier Ltd.
 - (66) Deborah S. Arechambeault, F. Todd DeZoort, and Travis P. Holt [2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.382.
 - (67) Deborah S. Arechambeault, F. Todd DeZoort, and Travis P. Holt [2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.383.
 - (68) Deborah S. Arechambeault, F. Todd DeZoort, and Travis P. Holt [2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.383.
 - (69) <http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/9EA9F29A3F34-4E39-9388-989B07563D4E/0/Managementcommentarypracticestateme nt8December.pdf>
 - (70) <http://www.jc.coso.org/default.aspx>